

# ディスカッション・ペーパー

## 企業結合— 開示、のれん及び減損

企業結合に関する開示の改善  
2020年11月4日

The views expressed in this presentation are those of the presenter, not necessarily those of the International Accounting Standards Board or IFRS Foundation.

Copyright © 2020 IFRS Foundation. All rights reserved.

## ご留意いただきたい事項

本ウェブセミナーで示される見解は発表者の個人的な見解であり、必ずしも国際会計基準審議会（IASB）またはIFRS財団の見解を示すものではありません。

ディスカッション・ペーパーの全文は <https://cdn.ifrs.org/-/media/project/goodwill-and-impairment/goodwill-and-impairment-dp-march-2020.pdf> から入手可能です。

ディスカッション・ペーパーの要約は、スナップショットをご参照ください。  
<https://cdn.ifrs.org/-/media/project/goodwill-and-impairment/goodwill-impairment-dp-snapshot.pdf>

質問を送信するには、ご自身のスクリーンに表示されているテキストボックスに質問を入力し、「Submit」ボタンをクリックしてください。質問は本ウェブセミナー中いつでも送信できます。本ウェブセミナーの最後に、可能な限り多くの質問にお答えします。

# プロジェクトの背景及び概要

# ディスカッション・ペーパー

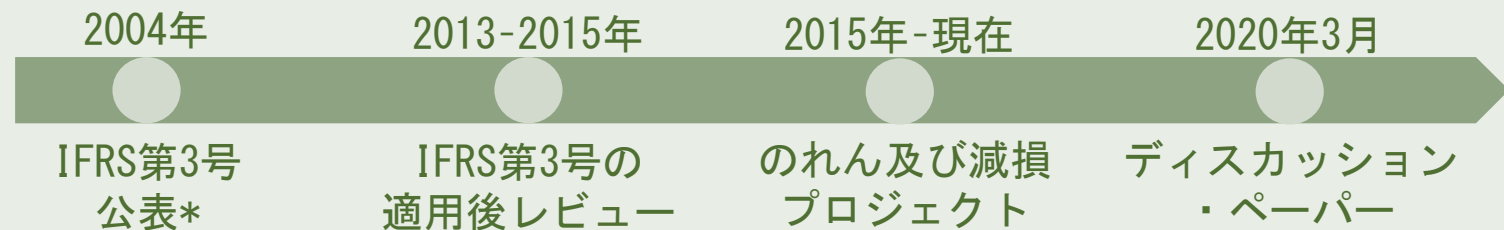


## 目的

投資者に提供する取得に関する情報を合理的なコストの範囲内で改善する



## タイムライン



## フィードバック

IASBは主に以下の点に関するコメントを求めている：

- 新たな開示要求を導入することの有効性と実行可能性
- のれんの会計処理に関する新たな論拠

コメントの提出期限は2020年12月31日

\*のれんの償却を要求していたIAS第22号は置き換えられ、IFRS第3号により減損のみのモデルが導入された。

# IASBの予備的見解

<p>① 取得に関する 開示の改善</p>	<p>会社に以下の項目を開示することを要求する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営者の取得の目的</li> <li>• 当該目的に対して取得がその後どのような業績を挙げているか</li> </ul> <p>既存の開示項目に対する部分的な改善</p>	
<p>② のれんの会計処理 の改善</p>	<p>A 減損テストの有効性を高めることができるか？</p> <p>B のれんは償却すべきか？</p> <p>C 減損テストは簡素化できるか？</p>	<p>合理的なコストの範囲内で大幅に改善することはできない</p> <p>償却すべきではなく、減損のみモデルを維持する</p> <p>年次減損テストを免除し、使用価値を簡素化することで可能である</p>
<p>③ その他の論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示</li> <li>• 無形資産ののれんからの区分認識については変更しない</li> </ul>	

# 取得のその後の業績

# 何が問題となっているか？

## 論点



投資者は、取得及びその後の業績に関する情報を十分に得られていない

- 投資者は、これらの情報によって経営者の説明責任を求めることが可能となる（スチュワードシップ）
- IFRS基準は、取得後の業績に関する情報開示を具体的には要求していない

## IASBの予備的見解：開示の要求

### 取得日時点：



- 取得の戦略的根拠
- 取得の目的
- 目的の達成度をモニタリングする指標

### 取得日後：



目的に対する業績の達成度



## どのような情報を開示すべきか？

IASBの予備的見解：会社は、取得をモニターするために経営者が内部的に使用している情報を開示すべきである

### 開示すべき指標

- 取得はそれぞれ異なるので、特定の単一指標は適合しない
- マネジメント・アプローチ：
  - 作成に係るコストが小さい
  - 経営者の取得に対する管理手法からの視点
- 非財務指標の場合も財務指標の場合もある
- 事業の統合が行われた場合、結合後の事業に関する情報となる可能性がある

### 開示すべき重要な取得の範囲

- 取得が多い会社にとって、全ての重要な企業結合の開示は過大なものとなりうる
- 予備的見解では、「経営者」を「最高経営意思決定者」(CODM) (IFRS第8号「事業セグメント」)と定義している
- 投資者がより多くの情報を必要とする取得が含まれているか



# 情報の開示が求められる期間は？



## 経営者（CODM）が取得を モニタリングする期間

CODMがモニタリングに使用する指標を変更した場合はどうするか？

会社は新たな指標及び変更の理由を開示しなければならない

取得日時点	
CODMが モニタリングする  目的を開示	CODMが モニタリングしない モニタリングしない 理由を開示
取得から2年まで*	
モニタリング継続  目的に対する業績を 開示	モニタリング中止  モニタリングを 中止した理由を開示
2年経過後*	
モニタリング継続  目的に対する業績を 開示	モニタリング中止  開示不要

\*取得年度終了後から満2年

# 重要論点

# 「経営者による説明」に含めるべきか？

IASBの予備的見解：会社は、財務諸表において取得及び取得後の業績に関する情報を開示する必要がある

## 利害関係者が有する懸念とは？

- 経営者の見解
- 情報がIFRS基準に準拠して作成されない可能性
- 将来予測に関する情報ではないか

## なぜ財務諸表に含めるのか？

- 「経営者による説明」は、取得に関する情報を常に含むわけではない
- 「経営者による説明」は、財務諸表利用者が常に入手できるわけではない

## 検討事項

- 会社は、「経営者による説明」において、財務諸表では報告できないどのような情報を報告できるか？
- 仮に、取得後の業績に関する情報が要求事項でなく推奨であった場合、会社はそれらの情報を提供するか？



# 将来予測に関する情報なのか？

IASBの予備的見解：ディスカッション・ペーパーで説明している情報は、将来予測に関するものではない

## 取得日時点の目標

取得日時点において  
経営者が定めた目標



## 報告書発行時における将来予測

将来の業績に関する  
現在の期待又は予測



## 検討事項

どのような法律が、管轄の法域における将来予測に関する情報に対応しているか？また、財務諸表において経営者が目標を説明することをどのように制限しているか？



利害関係者からの意見	IASBの予備的見解
統合により、業績の分離が困難になる可能性がある	経営者は、統合された事業に関する情報を使用して、取得後の業績のモニタリングを計画することがある。その場合の開示は、統合後の情報を使用する
統合が速やかに行われる場合、取得がモニタリングされない可能性がある	取得した事業が統合された場合であっても、少なくとも初期の段階では、経営者は取得の成果を把握していると想定される  取得年度後2回目の年度の終了前に、経営者が取得事業のモニタリングを停止する場合には、その旨を開示する

## 検討事項

統合が行われた時に、経営者はどのように取得をモニタリングしているか？



# その他の懸念事項

## 利害関係者からの意見

## IASBの予備的見解

### 商業上の 機密性

- 開示しなければ得られなかった情報を競業他社に与える可能性がある
- 将来の買収対象が明らかになり、買収価格が吊り上げられるかもしれない

- 投資者が必要としている情報の開示を妨げる十分な理由とならない
- 利用者は、取得日に提供された情報のフォローアップを望んでいる

### 監査可能性

- 一部の利害関係者は、会社が開示する情報の監査可能性に懸念を抱いている

- 監査人が以下を確認できることを期待している
- 情報が経営者によって使用されている
  - 明確な基礎に基づいて情報が作成されている
  - 情報が業績を忠実に表現している

### 検討事項

どのような情報が商業上機密性が高いと考えているか？その理由は？



# その他の開示の改善



# IFRS第3号の開示のその他の改善

16

## 利害関係者からの意見

## IASBの予備的見解

### 期待される シナジー

- 会社は、のれんを構成する要素として、シナジーを定性的に捉えることが多い
- 定量的情報は、投資者による取得価格の理解に資する

取得年度に、取得から期待されるシナジーの金額又はその範囲の開示を求める

### 確定給付年金 債務及び財務 活動から生じ る負債

- 主要な負債の種類として、これらの情報がいづも別個に開示されるわけではない
- 投資者は、使用総資本利益率を評価する上で必要だと言っている

取得日における被取得企業の確定給付年金債務及び財務活動から生じる負債の金額を他の種類の負債と区別して開示することを求める

### プロフォーマ 情報

- 現行の開示規定はガイダンスが不足しているため、実務にばらつきが生じている
- 投資者が当該情報を重要と考えている一方で、財務諸表作成者は情報の有用性に疑問を呈している

収益、営業利益及び営業活動によるキャッシュフローに関し、取得から期末までの実績値及び取得日を期首とみなした場合の値（プロフォーマ情報）の両方を開示することを求める

ディスカッション・ペーパーに対するコメントの提出期限は、2020年12月31日である。

当プロジェクト及びディスカッション・ペーパーに関する詳細な情報は、  
[www.ifrs.org/projects/work-plan/goodwill-and-impairment/](http://www.ifrs.org/projects/work-plan/goodwill-and-impairment/)から入手可能である。

# Get involved

18

Find out more: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

Follow us:  @IFRSFoundation



IFRS Foundation  
International Accounting Standards Board



IFRS Foundation



IFRS Foundation

Join our team: [go.ifrs.org/careers](http://go.ifrs.org/careers)